

( 整理番号 2209 )

## 長野地方最低賃金審議会

### 第 3 回本審議会 議事録

開催日時 場所	令和 4 年 8 月 5 日 14 時 55 分 ~ 15 時 30 分 ホテル信濃路 3 F 飯綱		
出席状況	公益代表委員	出席 5 人	定数 5 人
	労働者代表委員	出席 4 人	定数 5 人
	使用者代表委員	出席 5 人	定数 5 人
主要議題	1 長野県最低賃金専門部会部会長報告について 2 長野県最低賃金の審議について 3 長野県最低賃金の改正決定について(答申) 4 令和 4 年度特定最低賃金改正決定の必要性について(諮問) 5 その他		
議事録			
<p>○浜賃金室長</p> <p>定刻より若干早めでございますが、よろしいでしょうか。それでは只今より長野地方最低賃金審議会令和 4 年度第 3 回本審議会を開催いたします。</p> <p>定足数の確認です。本日の出席委員は、委員 15 名中 14 名のご出席をいただいておりますので、最賃審議会令第 5 条第 2 項の規定により本審議会は有効に成立していることをご報告します。</p> <p>また本審議会の開催にあたり事務局で本日開催の 14 日前に公開の公示を行いまして 1 件の傍聴の申し込みがあり、本日傍聴していただいておりますこと、また、報道機関 8 社が取材に見えておりますことを報告させていただきます。</p> <p>それではこれからの審議について倉崎会長よろしくお願いたします。</p> <p>○倉崎会長</p> <p>はい、皆さん、お疲れ様でございます。特に午前中の審議に参加された専門部会の委員の皆様、大変お疲れさまでした。短期間の集中審議であったうえ、本日も午前 9 時から大変熱のこもった、充実した審議をしていただきました。お陰様で、何とかこの本審に部会としての結論を持ってこることができました。</p>			

御礼を申し上げます。

本日は、先ほどの専門部会での結論を確認する作業となりますので、皆様、またよろしく願いいたします。

さて、本日の審議会は一部公開としております。運営規定により議事録を作成いたしますので、本日の議事録確認委員を指名します。

労働者代表委員からは、廣松（ひろまつ）委員、使用者代表委員からは聲山（うしやま）委員にお願いします。

それでは議事に入ります。まず「長野県最低賃金専門部会部会長報告」です。本日の専門部会における審議で取りまとまりました部会長報告書について、事務局で朗読をお願いします。委員の皆さんは資料 1「長野県最低賃金の改正決定に関する報告書(写)」をご覧ください。

○荒河賃金指導官

< 部会長報告文の朗読 >

○倉崎会長

ただ今の報告書の内容に関し、ご意見等ありますか。

よろしいですか。それでは、専門部会報告の別紙 1 にある長野県最低賃金の改正決定内容について採決に入りますので、傍聴者・報道関係者は、一旦ご退室をお願いします。

( 傍聴者・報道関係者、一時退席 )

○倉崎会長

では、採決に入ります。

まず、改正内容に賛成の方は挙手をお願いします。

< 賛成 公 4 人、労 4 人、使 0 人 >

続きまして、反対の方の挙手を願います。

< 反対 公 0 人、労 0 人、使 5 人 >

ただ今の採決について、事務局で確認をお願いいたします。

○浜賃金室長

賛成 8 名、反対 5 名。以上確認させていただきました。

○倉崎会長

はい、ありがとうございました。

賛成多数でございますので、採決の結果は、専門部会報告の別紙 1 にある「長

野県最低賃金の改正決定内容について」のとおりとする結論となりました。

それでは、この議決に基づきまして、局長に答申を行いたいと思いますので、事務局は答申文（案）の御準備をお願いいたします。採決の結果、専門部会長報告別紙にある改正内容のとおり決定するとともに答申することにいたします。

傍聴者・報道関係者に再入室を認めますので、その旨、お伝えください。

（ 傍聴者・報道関係者、再入室 ）

○倉崎会長

よろしいでしょうか。それでは事務局で答申文（案）の朗読をお願いします。

○荒河賃金指導官

< 答申文案の朗読 >

○倉崎会長

はい、ありがとうございました。

専門部会長報告でも触れているところではありますが、今回の審議におきまして、最低賃金の考慮すべき3要素のうち、通常の事業の賃金支払い能力の要件につきまして、企業経営が大変切迫して厳しい状況であること、これも考慮すべきという点については大変注目いたしました。やはり原材料費の高騰、経営コストの増加があるということ、それが、本来であれば提供する商品やサービスに、きちんと価格転嫁して回収すべきところなのですが、それが容易ではないということですね。そういったことを踏まえて、当審議会としての意見を形として残すことが重要であると考えました。特に長野県の主要産業の一つである宿泊・観光・飲食業、そしてそれに関連する旅客運送業における経営実態の厳しさについても労使の認識が一致したところがございます。そうしたところが、今回の答申に反映したところです。

今年度の答申においては、地賃総意としての政府に対する企業の賃上げに向けた環境整備等の要望を答申本文に盛り込むことで、長野地方最低賃金審議会としての強い意志を内外にお示しさせていただく形といたしました。

この文案でよろしいでしょうか。

（ 各側委員の「同意」を確認 ）

○倉崎会長

よろしければ、これから答申することといたします。

（ 会長から局長へ答申文の手交 ）

○小野寺局長

只今、倉崎会長から長野県最低賃金の改正決定に係る答申をいただきましたので、一言、ごあいさつ申し上げます。

7月4日に諮問させていただいて以来、倉崎会長をはじめ委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、また、新型コロナウイルス感染症が再拡大するなど大変難しい時期におきまして、審議日程の調整にあたっていただきました。更には、今年度、中央最低賃金審議会における地域別の改正目安額の答申が8月にずれ込むといった、ある意味、異例の事態となり、実質的な金額審議が開始されてからの目安額伝達となるなど、従来以上に集中的な審議日程となる中で、慎重かつ精力的、そして熱のこもった調査審議をいただきました。

深く敬意を表しますとともに、厚くお礼申し上げます。ありがとうございました。

我々行政といたしましては、今ほど頂戴いたしました答申に基づきまして、速やかに長野県最低賃金の改正に関する諸手続きを進めてまいります。

加えて、このコロナの感染拡大の影響の長期化で厳しい業況に追い込まれている中小企業・小規模事業者に対しまして、売上減少等の状況や最低賃金引上げ等に伴う雇用コスト増、これを十分に踏まえ、事業存続・雇用維持に向け、丁寧に支援していく必要があると思っております。このため、業務改善助成金の要件の拡充・緩和や雇用調整助成金の特例措置の緩和等、新型コロナウイルスの影響や最低賃金の引上げの状況に対応した、きめ細かな支援についての周知、利活用促進に向けて、組織を挙げて取り組んでまいります。

今後は、長野県最低賃金の改正に関する異議があった場合のご審議、そして特定最低賃金のご審議をいただくこととなりますが、また引き続きよろしくお願ひ申し上げます。

誠に簡単ではございますけれども、お礼の挨拶とさせていただきます。あらためまして、大変ありがとうございました。

○倉崎会長

ありがとうございました。

それでは長野県最低賃金に関する今後の手続きなどについて事務局から説明してください。

○浜賃金室長

本日いただきました長野県最低賃金の改正決定に係る答申につきましては、速やかに長野県最低賃金の改正に関する諸手続きを進めてまいります。

長野県最低賃金の改正決定に係る答申内容に対する異議の申出に係る公示につきましては、本日8月5日から8月20日まで行います。異議の申出がありましたら、8月23日(月)午前10時30分から開催予定の第4回本審議会において異議申出に関する審議を行うこととなります。その審議結果等を踏ま

えまして、10月1日法定発効となるよう進めてまいります。  
事務局からの説明は以上でございます。

○倉崎会長

はい、ありがとうございました。それでは、次に「令和2年度特定最低賃金改正決定の必要性について（諮問）」に入ります。  
諮問にあたり事務局から申し出状況等について説明をお願いします。

○浜賃金室長

長野県特定最低賃金の改正決定の必要性について、局長より諮問をさせていただきますが、その前に特定最低賃金の申出状況について説明させていただきます。

資料 2 をご覧ください。表紙に各申出書について表記したとおり、計量器等製造業の申出書が1～2ページ、はん用機械器具等製造業の申出書が3～4ページ、各種商品小売業の申出書が5ページに資料としてお示ししてございます。これら3業種の申出書は7月28日付けで提出されたところでございます。

なお、意向表明のありました、印刷、製版業の特定最低賃金の申出はございませんでした。

今回の申出の定量的要件に関しましては、それぞれ適用労働者数の概ね3分の1以上の合意が得られていることが必要となりますが、3業種いずれも満たしていることを確認しております。

また、定量的要件以外に、それぞれの申出書及び添付書類を確認・審査いたしました結果、いずれも要件を満たしていることを確認いたしましたので、ご報告させていただきます。

それでは、改正決定の必要性について諮問をさせていただきます。長野労働局長から長野地方最低賃金審議会倉崎会長に諮問文をお渡しいたします。

（ 局長から会長へ諮問文の手交 ）

○倉崎会長

それでは、事務局で諮問文の写しを配布してください。配付が済みましたら、諮問文の朗読をお願いいたします。

○荒河賃金指導官

< 諮問文を朗読 >

○倉崎会長

只今諮問のありました特定最低賃金3業種の改正の必要性につきましては、8月10日(水)午前10時30分からの第2回特定最低賃金検討小委員会で検討

をお願いします。

検討小委員会の結果は、8月23日(火)の午前10時30分から開催される、第4回本審議会に報告し、令和4年度特定最低賃金改正決定の必要性の有無について答申を行うこととなっておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議題5の「その他」に入ります。

まず、事務局で何かございますか。よろしいですね。

労働者代表委員から、何かございますか。

#### ○山口委員

労働者代表委員から一言御礼を申し上げたいと思います。

今年度の審議につきましては、先ほど局長から話がありましたとおり、中賃の目安決定が遅れる等、時間のない中で、また過去最高の目安額が示されるという中で、このコロナ禍でK字回復という、難しい審議になったと捉えてございます。労働者委員からは生活必需品の物価上昇等々、申し上げさせていただき、最低賃金近傍で働く労働者の生活の厳しさを訴えさせていただきました。

申し上げさせていただきました地域間格差の是正までには至りませんでしたけれども、あるべき水準については、しっかりと足掛かりが出来たんじゃないかと捉えているところでございます。この間、使用者側委員の皆様にも厳しいお話もさせていただきながら、それを真摯に受け止めていただきましたことにあらためて感謝を申し上げたいと思います。また、大変厳しい、難しい最終的な判断をしていただきました公益委員の皆様にも、あらためて御礼申し上げたいと思います。この間、資料の提供等、それぞれにご尽力いただき、調整いただきました労働局の皆様にも、あらためて感謝を申し上げて、労働者側委員からの御礼の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

#### ○倉崎会長

ありがとうございました。

それでは、使用者代表委員から、何かございますか。

#### ○井出委員

はい、それでは、お疲れ様でございました。ありがとうございました。

先ほど来のお話のとおり、私どもとしますと正直のところ本意ではございませんけれども、繰り返し申し上げましたとおり、コロナ禍、また再拡大すると。そうした中でまた、原油・原材料の高騰、価格転嫁の難しさという背景があります。そうした中で非常に苦しんでいる事業者さんがございます。皆さん、非常にご努力をされていただいておりますけれども、企業努力だけではなかなか対応しきれないところも、多分にあるかと思っております。

そうした中で、ここに「強く要望する」という内容で、付帯決議といいたしよるか、添えていただいておりますけれども、ここに書いてあることの全て、

これから企業といたしましても、是非、支援をいただきながら、勿論、努力もしていくことだと思っております。いずれにいたしましても、労使一体となって、この難局を乗り切るというためのメッセージとなったかどうかというところはございますけれども、我々といたしましても、今回、この決定を真摯に受け止めまして、是非この難局を乗り切っていくための努力を、今、しているということをお話しさせていただいて、今回の皆様方のお力添えにも感謝申し上げますながら、しっかりとこれからも取り組んでまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。お疲れさまでした。以上です。

○倉崎会長

ありがとうございました。

あの、冒頭にも申し上げましたが、今年度も大変難しい論点を大変短期間で、詰込み型で検討しなければいけないと。その中でですね、確かに全会一致とはいきませんでした。労使それぞれの誠実な意見交換によって、これからの労使の信頼関係の構築に必ずや役に立つと、そう確信する結論にたどり着いたと思っておりますので、あらためて御礼を申し上げます。今後も労使の絆がより深まっていくよう、皆様それぞれのお立場からお力添えを賜れば幸いです。

本当にお疲れさまでした。これで閉会といたします。

閉 会